

人口減少社会における県と市町村の あり方について

宮崎県市長会

1 「市町村の機能強化に向けた研究会」開催概要

開催日	会議	概要
平成27年 4月 6日	市町村の機能強化に向けた 研究会報告会 ※平成27年度第1回 宮崎県市長会定例会にて	○平成26年度の研究会で取りまとめた提言『人口減少社会における県と市町村のあり方について』を報告し、意見交換。 ・町村会との連携を図ること、専門部会を設置して研究を進めることを決定。 ・定例会で延岡市長から問題提起のあった「教職員人事異動制度におけるブロック制について」を、研究会の中で議論することに合意。
6月 5日	第1回研究会	○平成27年度の研究会の構成、専門部会の設置、会の進め方について協議。 (事務局案) 研究会は9市と町村・県で構成。専門部会は分野別に県北エリア・県南エリアを設置。担当部局の職員も参加して検討し、その内容は研究会の議論へ反映。 ・町村と県、担当職員の参加については了承。 ・専門部会は「既存の協議会と重複する分野は検討が難しいのではないか」「情報の共有と出席者の負担軽減を図るために研究会と一緒に開催してはどうか」との意見あり。
7月	(意見調整)	○専門部会の構成等について各市の意見を調整。 (構成) 県下全域とし、町村と県にも参加を依頼。 (テーマ) 専門的な技術を有する人材の育成・確保について (進め方) 研究会と一体的に開催し、人材の分野を絞って検討。 担当部局の職員も参加し、まず「教職員」から開始。
8月 3日	第2回研究会 第1回専門部会【教職員】	○専門部会の構成等について了承。 ○教職員に係る検討を開始。 ・人事異動のブロック制、研修の状況等について意見交換。 ・教育委員会の職員も参加。(第1回～第3回)
10月21日	第3回研究会 第2回専門部会【教職員】	○教職員に係る論点・異動ルール等について意見交換。 ・今回から6町村(高原町、国富町、高鍋町、西米良村、門川町、高千穂町)が委員として参加。※県はオブザーバー参加。
11月25日	第4回研究会 第3回専門部会【教職員】	○教職員に係る論点・まとめ(案)について検討。 ○次に検討する人材の分野のアンケートを配付。
平成28年 1月14日	第5回研究会 第4回専門部会【教職員】 【土木・建築専門職】	○教職員に係る論点・まとめについて了承。 【目標】地域に根ざした教育を、 地域と共に構築する教職員の育成 ○次の分野は「土木および建築専門職」とすることを了承。 ・土木・建築専門職の現状等について意見交換。
2月 2日	第6回研究会 第5回専門部会 【土木・建築専門職】	○土木・建築専門職に係る現状と課題について意見交換。 ・土木・建築部門の職員も参加。(第5回～第6回)
3月24日	第7回研究会 第6回専門部会 【土木・建築専門職】	○土木・建築専門職に係る論点・まとめ(素案)について検討。 【目標案】時代に即した土木・建築行政を担う マンパワーの確保と体制の構築

2 専門部会の構成等

(1) テーマ及び構成

(テーマ) 専門的な技術を有する人材の育成・確保について 【県下全域】

◎部会長市：宮崎市 ○副部会長市：延岡市、日向市
構成団体：都城市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市
高原町、国富町、高鍋町、西米良村、門川町、高千穂町 ※町村会より推薦
オブザーバー：宮崎県、宮崎県町村会

(2) 会の進め方

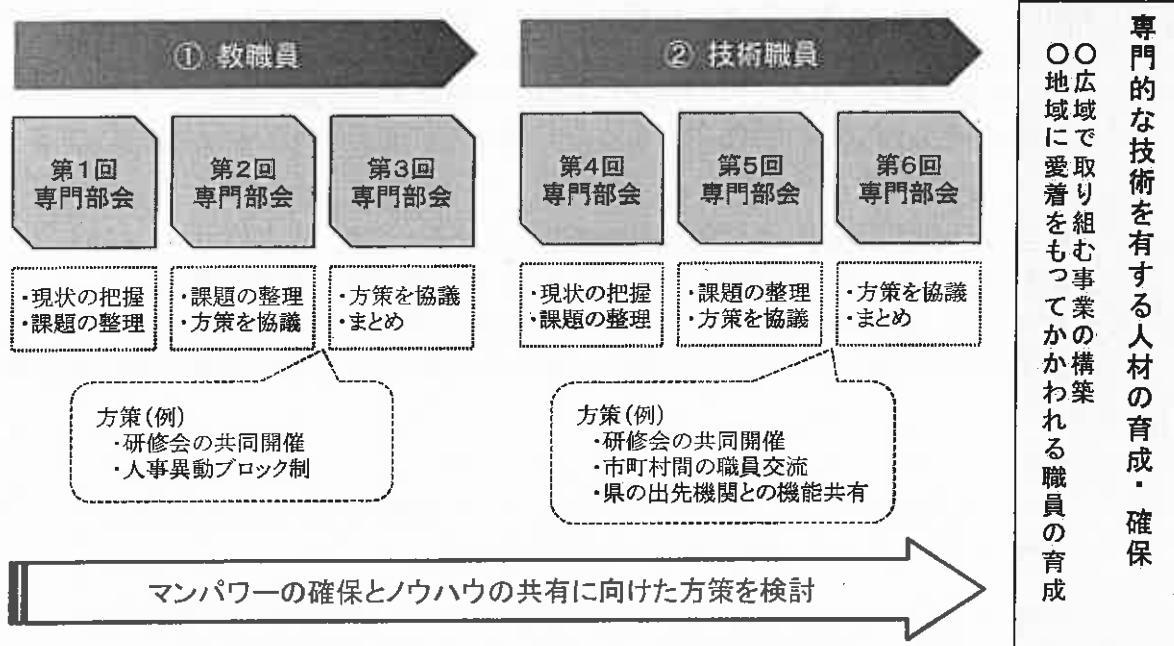
- ・研究会と専門部会を一体的に開催する。
- ・専門部会では、対象とする人材の分野を絞って議論する。
(3回程度で一つの分野をまとめるイメージ。)
- ・参加者は、構成自治体の企画部門及びその分野の担当部局の職員とする。
- ・専門部会の開催は、7月以降、年度内に6回程度とする。
- ・専門部会の庶務は、部会長市が担当するものとし、会議開催に伴う経費執行は、宮崎県市長会事務局（宮崎市）が担当する。

※人材の分野の考え方

専門的な知識・技能を有する人材として、例えば教職員、土木・建築等の技術職、保健師、税務職員等が考えられる。

これまでの経緯を踏まえ、まずは教職員について議論する。

(年間イメージ)



3 専門部会の検討結果

(テーマ) 専門的な技術を有する人材の育成・確保について ~教職員~

論 点

現状・課題

- 教職員の居住地は、宮崎地区に集中する傾向にある。
- 居住か通勤かは、市町村の地理的環境によって、それぞれ異なっている。
- 異動や残留を希望しても、現在のルールでは叶わない教職員がいる。
- へき地校は、現在のルールで概ねサポートされている。
- 教職員の家族の居住地は、子どもの高校進学・通学等に左右されると思われる。
- 教職員に地域を理解してもらうために、各市町村で様々な取組がなされている。

論点整理

		全県下	3ブロック (教育事務所)	6ブロック (現在の地区割)	市町村	
異動の範囲	広い					狭い
人材の確保	容易					困難
定住の効果	小さい					大きい

【人材の確保】

- 範囲が広いほど、人材の確保や調整は容易になる。
- 範囲が狭くなれば、人事異動が窮屈になるため、地域間の調整が必要となる。
- へき地校は、県北に集中しているため、全県下で対応する必要がある。
- 教職員の資質に地域間で差が生じないよう、県における統一的な研修が必要である。

【定住の効果】

- 範囲が狭いほど、地域への定住効果は大きいと想定される。
- 通勤圏内は、その中の都市部に集中するため、周辺地域での効果は薄い。
- へき地校は、通勤困難なため、赴任中はその地域に概ね居住している。
- へき地の赴任者が、小中学生の家族と一緒に居住すれば、学校や地域の活性化も期待できる。

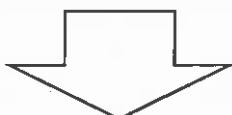
- 必ずしも「居住すること、地元出身であること = 地域に根ざすこと」ではない。
居住していないても、地域に根ざした教育は可能。
- 居住することで、土日の行事等にも参加しやすくなり、より地域に密着できる。
- 家族と同居し、共に過ごす時間が長くなることで、学校勤務も充実する。
- 現在の「1地区15年」という期間やへき地での勤務年数、初任地の選定方法などについても再考が必要。

専門的な技術を有する人材の育成・確保について～教職員～

まとめ

【目標】

地域に根ざした教育を、地域と共に構築する教職員の育成



【県への提言】

教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に配慮した人事制度の構築

- ・ 教職員が、勤務する地域に居住することで、よりその地域を理解し、地域に密着した教育活動が可能となる。
- ・ また、単身赴任や遠距離通勤をすることなく、家族と同居し、共に過ごす時間が長くなれば、学校勤務の充実にもつながる。
- ・ このことは、ひいては子どもたちへの教育の充実・向上に資するものとなる。
- ・ そのためには、異動の範囲や期間、家族の状況など、教職員のワーク・ライフ・バランスへの一層の配慮が重要となる。
- ・ その上で、全県的な適正配置と教職員のスキルアップが図られるとともに、教職員の居住地の偏在も緩和されるよう、現在の制度の見直しや、ブロック制の導入も選択肢の一つとして、より良い人事制度の構築が望まれる。

【市町村の行動】

地域ぐるみで教職員の地域理解を深める取組の推進

- ・ 教職員の研修は、地域間で職員の資質に差が生じないよう、県における統一的な取組が必要である。
- ・ 教職員の地域理解を深めるためには、子どもたちへのふるさと教育等を通じた間接的な理解に加えて、各市町村が主体となった直接的な取組も必要である。
- ・ 取組にあたっては、教育委員会だけでなく、首長部局や地域の住民・産業界など地域が一体となって行うことが効果的であり、県との連携も図る必要がある。
- ・ 併せて、長期的な視点に立ち、子どもたちが将来はその地域に戻ってきてみたいと思うような、郷土愛を育む教育を行うことを推進する。

